

インターネット上のサービス利用に係る利用者視点でのプライバシーの考察

Privacy considerations regarding use of services on the Internet

上條英夫・法制倫理分科会・情報セキュリティ大学院大学

Abstract

In new fields that utilize digital technology, business model reforms and technological innovations are remarkable, so it is said that it is desirable that voluntary rules should be formulated and operated under the initiative of the private sector, but will that alone ensure user privacy? I will show that the privacy of users cannot be ensured only by private-sector-led voluntary rules and that further rule development is necessary, and make proposals that contribute to rule development.

はじめに

デジタル技術を活用した新たな利用分野では、ビジネスモデルの変革や技術革新が著しいことなどから、民間主導で自主ルールが策定・運用されることが望ましいとされるが、それだけで利用者のプライバシーは確保されるだろうか

目的

民間主導の自主ルールだけでは利用者のプライバシーが確保されず、実効性のあるルール整備が必要なことを示し、ルール整備に資する提案を行う

研究の流れ

具体的課題抽出

GAFAPライバシーポリシーを調査し、プライバシーポリシーから見える課題を抽出

課題対応の調査・考察

抽出した課題に関する先行研究、米欧における対応を調査・考察

提案

考察結果を元に、利用者が信頼できる実効性をもった対応を提案

課題

- 【課題1】知らぬ間に第三者サイトからデータが収集される
- 【課題2】AIプロファイリングに関するリスクへの対応が不明
- 【課題3】プライバシーポリシーが膨大で誰も読まない

考察

- ◆日本では第三者からのパーソナルデータ収集を第三者(提供元)における個人データに限定して規制 ⇒ **第三者から収集するパーソナルデータに関して、規制するデータの範囲拡大**
- ◆各種組織・団体からAIガイドラインが公表されているが、AIプロファイリングの実施内容・対応を公表する企業は限定的 ⇒ **AIプロファイリング実施内容、リスク対応の公表義務化**
- ◆パーソナルデータの取得や利用に関する公表・同意が実態として機能していない(技術的に機能させる自主的取組は成功していない) ⇒ **パーソナルデータの取得・利用に関する明示的同意の義務化**

提案

利用者のプライバシー保護の実効性を持たせるためには、民間主導で策定・運用される自主ルールから踏み込んで、**さらなるルール整備が必要**。このルール整備は、原則やガイドラインの提示によるだけではなく、**法による後ろ盾を伴った規制として実施すべき**である。